

⑤

議会の議員の期末手当の支給月数等について

(答 申)

令和5年12月8日

羽村市特別職報酬等審議会

議会の議員の期末手当の支給月数等について（答申）

令和 5 年 9 月 28 日付け、羽総職発第 7790 号をもって貴職から諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、諮問項目について結論を得たので、別紙のとおり答申します。

令和 5 年 12 月 8 日

羽村市長 橋 本 弘 山 様

羽村市特別職報酬等審議会

会 長 志田 保夫

職務代理 西川美佐保

委 員 青木 真澄

浅野 光男

安中 司

小山 克也

下野 剛

鈴木 悦子

堀口 勝也

（五十音順）

1 はじめに

本審議会は、令和 5 年 9 月 28 日に羽村市長から、議会の議員の期末手当の支給月数及び決定のあり方について諮問を受け、諮問された事項について、これまで 3 回にわたり審議を行ってきた。

諮問事項を検討するにあたっては、議員の職務や活動状況、近年の期末手当の改定状況、都内 26 市の特別職及び一般職の期末手当の支給月数の状況及び本市の財政状況等を総合的に勘案し、適正な期末手当の支給月数の水準を判断することとした。

2 審議事項

(1) 議会の議員の期末手当の支給月数について

《結論》 議会の議員の期末手当の支給月数は、一般職職員並びに市長、副市長及び教育長の特別給の支給月数と同じ支給月数とすることが適当である。

これまで、特別職の期末手当の支給月数は、一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）の支給月数に準じて改定していたが、財政状況等を勘案し、支給月数の引き上げが見送られた経緯がある。

令和 3 年度に開催された本審議会の答申では、議員の期末手当の支給月数については、その都度、本審議会に諮って決定することが適当である、としたところである。

これは、議員は非常勤で兼業が可能であるなど、常勤の一般職職員とは異なることが主な理由であった。

今回の審議においては、現在の議員が担っている職務や活動状況では兼業をする余裕は無いという実情を踏まえ、仕事をした分の対価を得るという観点や議員のなり手の確保という観点から、期末手当の支給月数について、一般職職員や都内 26 市の水準等を勘案して、引き上げることが適当である、との意見があった。

一方で、現行の支給月数に改定した平成 28 年度と令和 4 年度の市の財政状況を比較すると、一部の財政指標に改善が見られるなど、財政状況は改善されているとはいえ、現行の支給月数を据え置くことが適当である、との意見もあった。

こうした意見を踏まえ審議した結果、議員の期末手当の支給月数については、一般職職員並びに市長、副市長及び教育長の特別給の支給月数と同じ支給月数とすることが適当である、との意見集約に至った。

(2) 議会の議員の期末手当の支給月数の決定のあり方について

《結論》 議会の議員の期末手当の支給月数は、一般職職員並びに市長、副市長及び教育長の特別給の支給月数に準じて決定することが適当である。
なお、一定の期間ごとに本審議会で審議、検討を行うことは必要であるとする。

議員の期末手当については、現在の議員を取り巻く状況を踏まえ、一般職職員と同じ支給月数とすることが適当である、との意見が多くあった。

一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）については、その時々々の社会経済情勢を的確に捉えた東京都人事委員会勧告を勘案して改定している。

このことを踏まえると、議員の期末手当の支給月数について、市長、副市長及び教育長と同様、一般職職員の特別給（期末・勤勉手当）に準じて決定することは、合理性、納得性があり適当であるものの、一定期間ごとに本審議会で審議、検討を行うことは必要である、との意見集約に至った。

審議に使用した主な資料

【議員報酬・期末手当の状況】

- ① 26市議員報酬等一覧表
- ② 26市特別職の期末手当支給月数の決定方法
- ③ 羽村市特別職の期末手当支給月数の推移

【市の財政状況】

- ① 26市の人口・財政状況（人口・決算額等）
- ② 26市の人口・財政状況（市債残高・積立金残高）
- ③ 令和3年度市民一人当たり市債残高・積立金残高（グラフ）
- ④ 羽村市の主な財政指標等の推移